

令和7年度（2025年度）

熊本市勤労青少年ホーム運営委員会

議事資料

運営委員会 議事資料 目次

(1) 施設の運営状況について

①熊本市勤労青少年ホームの概要	1～2
②勤労青少年ホームの事業一覧	3～4
③勤労青少年ホーム利用状況等	5～6
④過去5年間の主要講座の推移	7
⑤利用件数・利用者数の推移	8～11

(2) 運営にあたっての課題と今年度の対応及び次年度の取組について

①利用者の減少	12
②主催講座における利用者の偏り	13
③青少年の自立支援	13
④次年度の取組について	14

(3) 施設の状況と今後の対応について

①施設の現況	15
②全国の状況	15
③老朽化対策	16
④今後の方向性	16

<参考資料>

(1) 熊本市勤労青少年ホーム条例等関係法令	17～18
(2) 熊本市勤労青少年ホーム施設概要図	19

(1) 施設の運営状況について

① 熊本市勤労青少年ホームの概要

- 建設年度 平成2年度（旧北部町）
- 面積
 - ・土地 2,519.59㎡（駐車スペース 48台）
 - ・建物（延床面積） 756.50㎡
- 開館時間
 - ・月曜日～金曜日：午前9時～午後9時
 - ・土曜日：午前9時～午後5時
- 休館日 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月4日）
- 利用者等
 - (1) 青少年（15歳～45歳）
 - ・使用料 免除
 - ・使用手続 申請により「熊本市勤労青少年ホーム利用証」の交付を受ける。（毎年度更新）
 - ・使用時間 「開館時間」と同様
 - (2) (1) 以外（公民館、一般貸館）
 - ・使用料 2ページ参照
 - ・使用手続 「熊本市勤労青少年ホーム使用許可申請書」を提出し、使用料を納入。
使用希望日の属する月の1ヶ月前より申請可能。
 - ・使用時間 午前9時～午後5時（平日・土曜）

(1) 施設の運営状況について

【勤労青少年ホーム使用料】

部屋名称	使用区分	使用料 (円)	冷暖房使用料 (円)
音楽室	午前	900	150
	午後	1,000	150
講習室 談話室 集会室 茶室	午前	400	100
	午後	500	100
調理実習室	午前	1,500	150
	午後	1,700	150
体育室	午前	2,000	照明使用料
	午後	2,500	200円/時間

※午前 9:00~12:00 午後 13:00~17:00

○公民館の自主講座利用及び一般貸館については、上記使用料を支払う。

(公民館自主講座)

絵手紙、着物着付け、茶道裏千家、フラダンス、カラオケ、健康太極拳、ヨガ、社交ダンス、健康卓球、楽しい卓球、日本舞踊、骨盤体操、花架拳

(一般貸館)

公民館自主講座が月2回までの開催のため、それ以上活動する場合は一般貸館として取り扱っている。(公民館自主講座の2回に加え、プラス3回の一般貸館での利用が可能)。

※一般貸館の大部分は、公民館自主講座の枠外利用が占めている。

○青少年のサークル活動は使用料免除。

15歳~45歳のスポーツ、レクリエーション、趣味、教養などの活動は、『サークル活動』として使用料免除。
原則、夜間もしくは土曜日開催

(現在活動中のサークル) 実用書道、茶道裏千家

(1) 施設の運営状況について

②令和6年度 勤労青少年ホームの事業一覧

青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る

	スポーツ系			文化系		
	講座名	開催(予定)期間	実績	講座名	開催(予定)期間	実績
主催講座	ZUNBA GOLD1	5月～6月	8回	着物着付け1	5月～6月	6回
	ZUNBA GOLD2	1月～2月	8回	着物着付け2	11月～12月	6回
	リラックスヨガ1	6月～9月	6回			
	リラックスヨガ2	9月～11月	6回			
	リラックスヨガ3	1月～2月	7回			
	リンパケア体操	5月～6月	4回			
	ピラティス	10月～11月	9回			
	姿勢改善ピラティス	6月～9月	6回			
	こつぱん体操	9月～10月	4回			
サークル活動				書道	4月～3月	18回
				茶道裏千家	4月～3月	9回
職業相談	勤労者のための職業相談	4月～3月 第2・4木曜日	1回			

(1) 施設の運営状況について

②令和7年度 勤労青少年ホームの事業一覧（令和8年1月末までの実績と予定）

青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る

	スポーツ系			文化系		
	講座名	開催（予定）期間	実績	講座名	開催（予定）期間	実績
主催講座	リラックスヨガ1	5月～6月	8回	ゆかた着付け	6月～7月	4回
	リラックスヨガ2	9月～10月	8回	着物着付け	10月～12月	6回
	リラックスヨガ3	1月～2月	8回	Canva活用術	11月～12月	3回
	リンパケア体操	5月～6月	4回	生成AI活用講座	11月～12月	2回
	姿勢改善ピラティス	7月～8月	8回	クリスマスハンドベルコンサート	12月	1回
	ピラティス	5月～6月	8回	腸活から始まる健康講座	3月	1回
	ZUNBA GOLD1	10月～11月	8回	ピアノと歌の小さな音楽会	11月	1回
	ZUNBA GOLD2	1月～2月	8回	折れない心を育てる～メンタルケア講座～	9月～11月	3回
	こつばん体操	9月～10月	4回	ちょこっと英会話体験会	2月	1回
	ボディメイクエアロ	10月～11月	6回	知っておきたいお金の話	3月	1回
	初心者のためのフラメンコ	11月～12月	6回			
	REEJAM体験会	2月	1回			
	美尻体幹エクササイズ体験会	3月	1回			

サークル活動	ダンス	7月	1回	書道	4月～3月	21回
				茶道裏千家	4月～3月	10回
				料理サークル	12月	1回

職業相談	勤労者のための職業相談	4月～3月 第2・4木曜日	6回			
------	-------------	------------------	----	--	--	--

(1) 施設の運営状況について

③勤労青少年ホーム 利用状況等（令和6年度）

区分	ホーム主催講座	勤労者のための職業相談	サークル活動	一般貸館	公民館自主講座
期間	各講座1～3ヶ月程度	通年（2回/月）	通年	通年	通年・2回/月
利用年齢	20歳以上	15歳～45歳	15歳～45歳	高校生以下は保護者とそれ以上はどなたでも	公民館による
利用料金	無料	無料	無料	有料	有料
利用目的	青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る	生活、職業、健康等に関する相談及び指導	15歳～45歳の方のスポーツ・レクリエーション、趣味活動を支援する	公民館自主講座の枠外使用（追加は月3回まで）	公民館自主講座の追加活動
利用室	各室	音楽室	各室	各室	各室
主な活動内容	リラックスヨガ1 リラックスヨガ2 リラックスヨガ3 リンパケア体操 姿勢改善ピラティス ピラティス ZUNBA GOLD1 ZUNBA GOLD2 こつぱん体操 着物着付け1 着物着付け2	再就職、転職等相談	実用書道 茶道裏千家	なかよし卓球 琴・三絃教室 3B体操 懐かしい歌 レクダンス 太極拳 鍵盤ハーモニカ合奏 着物着付け	健康卓球 楽しい卓球 日本舞踊 絵手紙 着物着付け 茶道裏千家 ヨーガ カラオケ 骨盤体操 フラダンス 太極拳
実績	117件 791人	1件 1人	72件 133人	239件 1,835人	521件 3,530人
備考				夜は使用不可	夜は使用不可

(1) 施設の運営状況について

③勤労青少年ホーム 利用状況等（令和7年度）※実施予定も含む。実績は令和8年1月末日時点。

区分	ホーム主催講座	勤労者のための職業相談	サークル活動	一般貸館	公民館自主講座
期間	各講座1～3ヶ月程度	通年（2回/月）	通年	通年	通年・2回/月
利用年齢	20歳以上	15歳～45歳	15歳～45歳	高校生以下は保護者とそれ以上はどなたでも	公民館による
利用料金	無料	無料	無料	有料	有料
利用目的	青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る	生活、職業、健康等に関する相談及び指導	15歳～45歳の方のスポーツ・レクリエーション、趣味活動を支援する	公民館自主講座の枠外使用ほか（追加は月3回まで）	公民館自主講座の追加活動
利用室	各室	音楽室	各室	各室	各室
主な活動内容	リラックスヨガ1 リラックスヨガ2 リラックスヨガ3 リンパケア体操 姿勢改善ピラティス ピラティス ZUNBA GOLD1 ZUNBA GOLD2 こつぱん体操 着物着付け ゆかた着付け ボディメイクエアロ 初心者のためのフラメンコ Canva活用術 生成AI活用講座 クリスマスハンドベルコンサート 腸活から始まる健康講座 ピアノと歌の小さな音楽会 折れない心を育てる～メンタルケア講座～ REEJAM体験会 ちょこっと英会話体験会 知っておきたいお金の話 美尻体幹エクササイズ体験	再就職、転職等相談	実用書道 茶道裏千家 ダンス 料理	なかよし卓球 花扇功 ヨーガ レクダンス 太極拳 3B体操 懐かしい歌 くまのこ会（鍵盤ハーモニカ） ふうり会（着物着付け） トロピカルフラーループ（フラダンス） 琴・三絃教室	健康卓球 楽しい卓球 日本舞踊 やさしい絵手紙 着物着付け 茶道裏千家 やさしいヨーガ 木曜カラオケ 骨盤体操&ケアエクササイズ フラダンスロケラニ北部東 さわやか健康太極拳 モダンしま専科 ラテンしま専科 花架拳
	実績	139件 1,190人	2件 2人	65件 131人	210件 1,675人
備考				夜は使用不可	夜は使用不可

(1) 施設の運営状況について

④過去5年間の主催講座の推移

年度	講座数	講座名
令和3年度	2	パワーヨガ、ボディ・メイク・レッスン
令和4年度	10	リラックスヨガ1、リラックスヨガ2、リンパケア体操1、リンパケア体操2、ピラティス1、ボディメイクレッスン、いきいきウォーキング、ピラティス2、リラックスヨガ3、ZUNBAGOLD
令和5年度	10	ZUNBAGOLD1、リラックスヨガ1、リラックスヨガ2、リンパケア体操1、リンパケア体操2、ゆかた着付け、ZUNBAGOLD2、リラックスヨガ3、ピラティス、着物着付け
令和6年度	11	ZUNBAGOLD1、リラックスヨガ1、リラックスヨガ2、リンパケア体操、ピラティス、姿勢改善ピラティス、着物着付け1、着物着付け2、こつばん体操、ZUNBAGOLD2、リラックスヨガ3
令和7年度	23	リラックスヨガ1、リラックスヨガ2、リラックスヨガ3、リンパケア体操、姿勢改善ピラティス、ピラティス、こつばん体操、着物着付け、ゆかた着付け、Canva活用術、生成AI活用講座、ZUNBAGOLD1、ZUNBAGOLD2、ボディメイクエアロ、初心者のためフラメンコ、クリスマスハンドベルコンサート、腸活から始まる健康講座、ピアノと歌の小さな音楽会、折れない心を育てる～メンタルケア講座～、REEJAM体験会、ちょこっと英会話体験会、知っておきたいお金の話、美尻体幹エクササイズ体験

※令和3年度は新型コロナウイルス感染防止のため一部講座未実施

(1) 施設の運営状況について

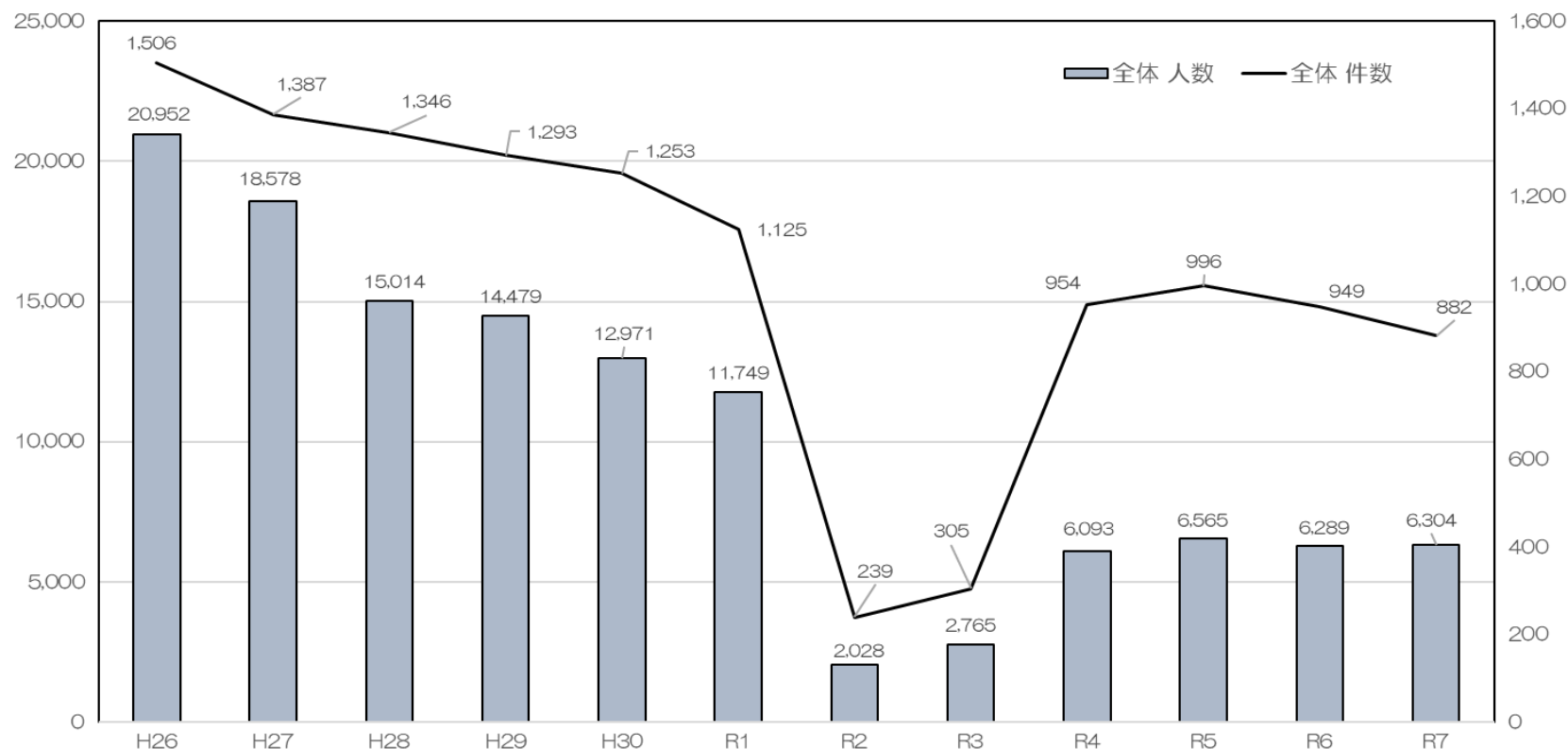
⑤利用件数・利用者数の推移

【勤労青少年ホーム全体の利用者の推移】

平成26年（2014年）以降、利用者が年々減少する中で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ホームの閉館や主催講座の中止を行った。

その後、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、令和4年度より通常通りの運営となったものの、コロナ前の半分程度の利用にとどまり、その後も全体の利用者は横ばいの状況が続いている。

勤労青少年ホーム全体の利用件数・利用人数の推移



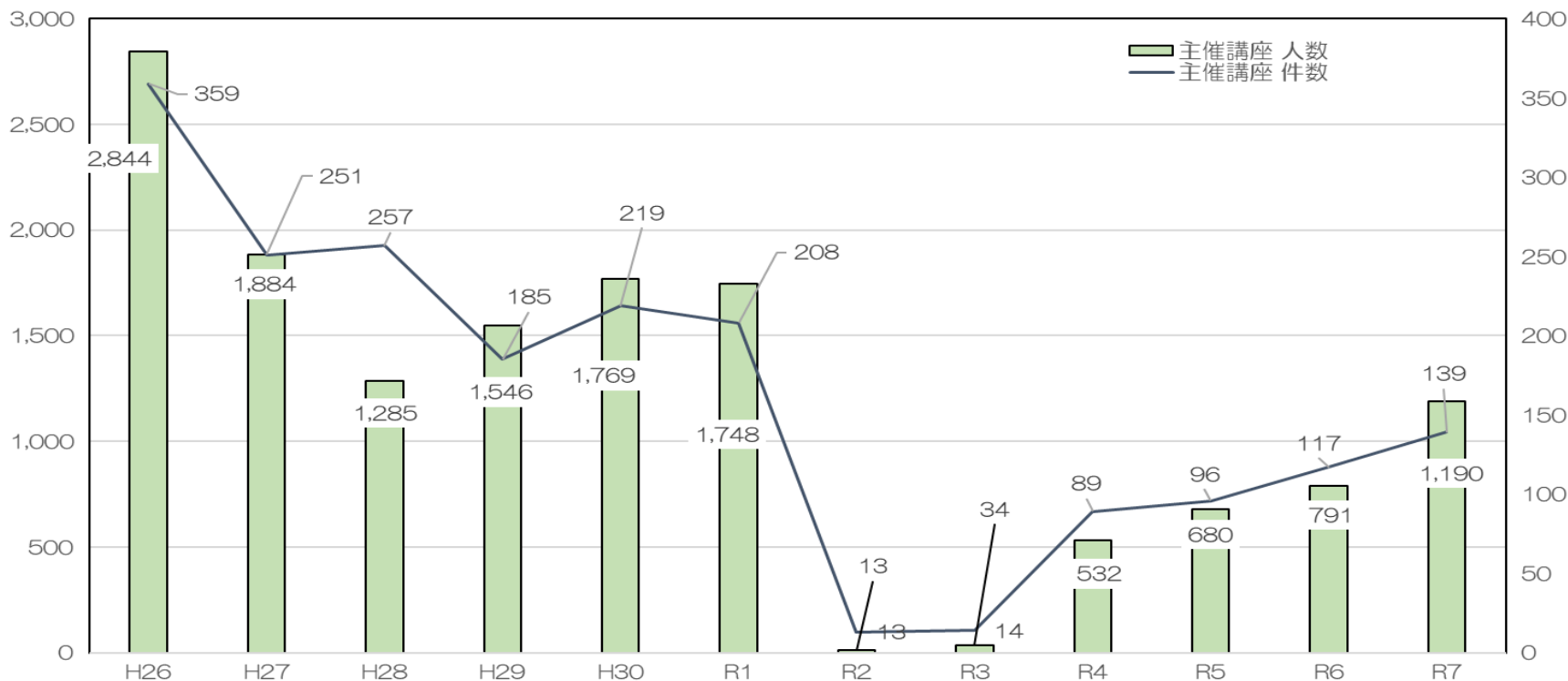
※令和7年度は令和8年1月末時点での集計

(1) 施設の運営状況について

【勤労青少年ホーム主催事業】

主催事業については、これまでスポーツ系の講座については人気があり、ほとんどの講座で抽選になる状況であるものの、文科系の講座については定員割れになる状況が続いていたが、今年度より、スポーツ系の主催講座の一層の拡充を図るとともに、文科系の主催講座についても、生成AI活用術やメンタルヘルス、腸活など、市民の関心の高い分野の講座を実施するなど、新しい講座の実施に積極的に取り組んだことにより、開催した講座数は、昨年度の11講座から倍以上の23講座（予定も含む）となり、利用者数も令和8年1月末時点で、令和6年度より400人以上増加している。

勤労青少年ホーム主催講座開催件数・参加人数の推移



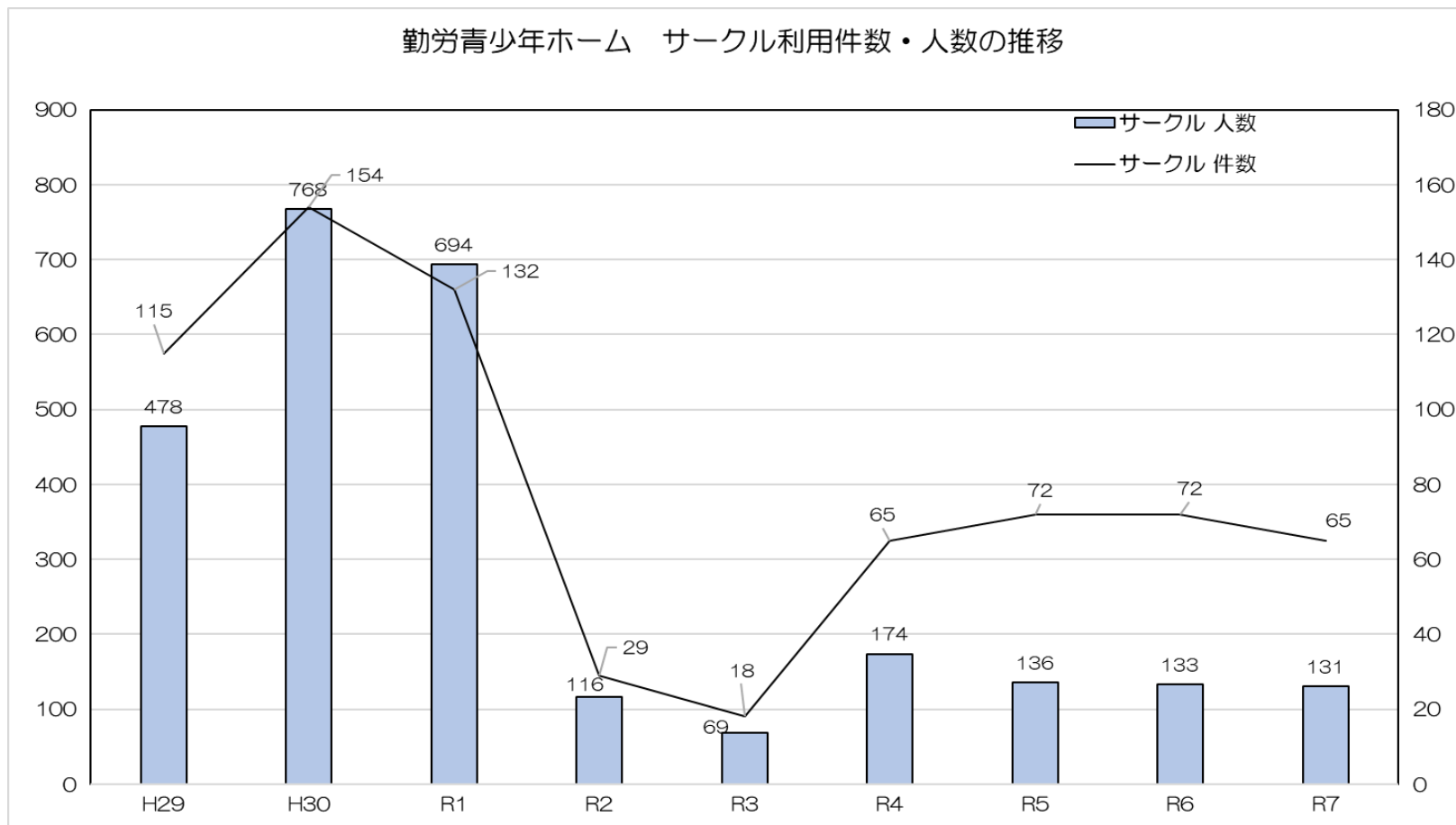
※令和7年度は令和8年1月末時点での集計

(1) 施設の運営状況について

【勤労青少年ホームサークル活動】

コロナ以前は、池坊華道や茶道裏千家、フラワーアレンジメント等といった文化系のサークルのほか、バドミントンなどのスポーツ系のサークルの活動も盛んに行われていたが、現在は、通年で利用しているサークルは文化系の実用書道と茶道裏千家の2グループのみで、人数は両サークルとも5名ほどと少人数であり、利用者は横ばいの状況である。

なお本年度については2件だけ1回だけの利用があった。

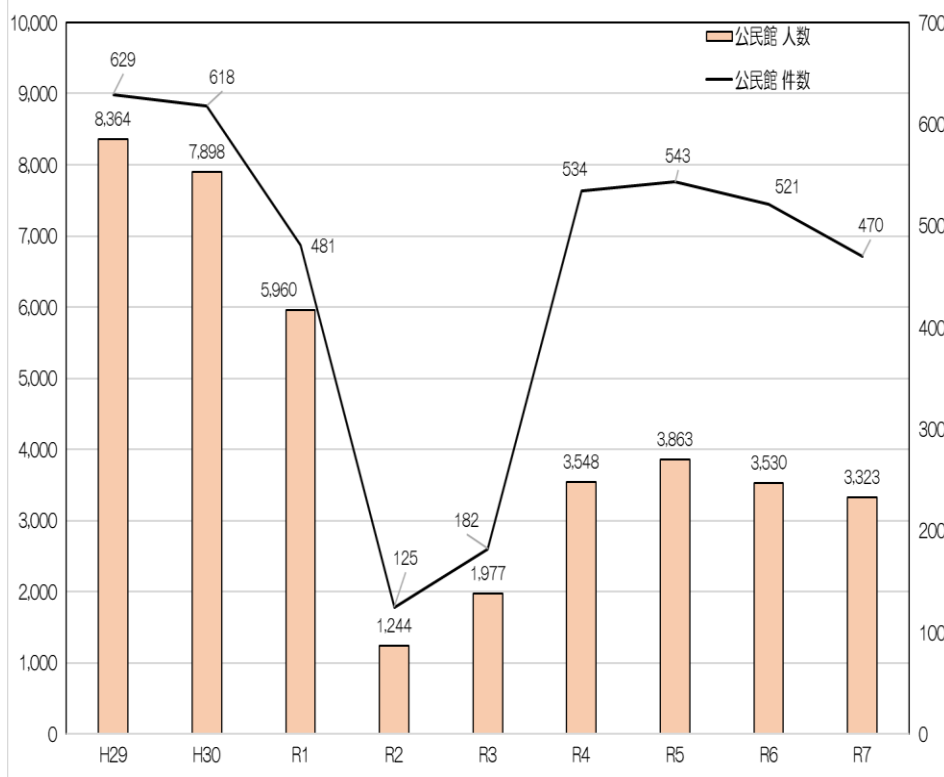


(1) 施設の運営状況について

【公民館の利用及び一般貸館の利用】

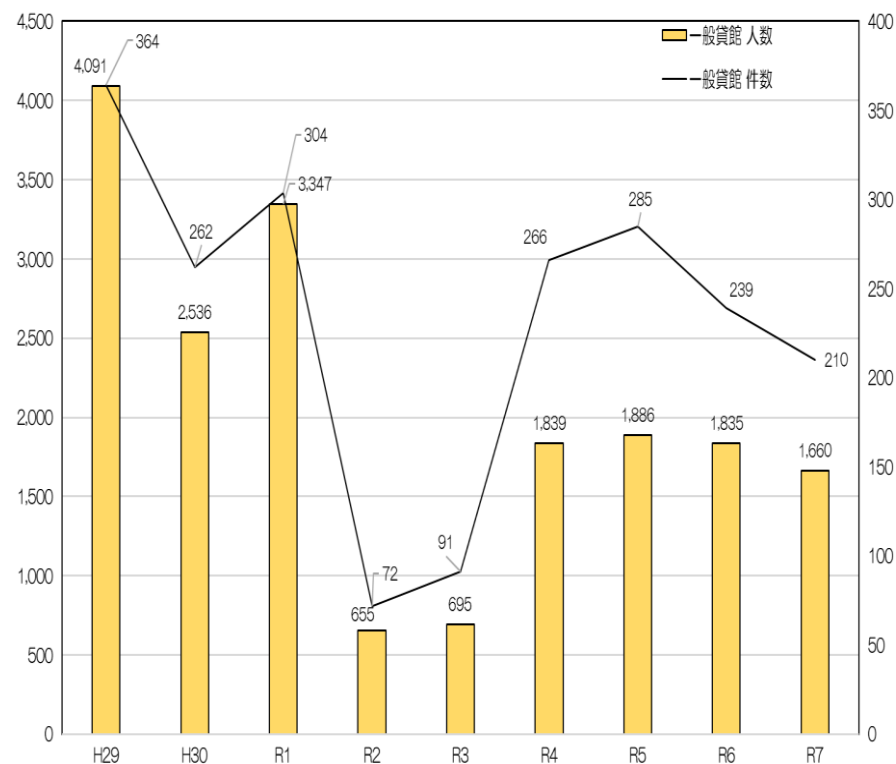
公民館の利用と一般貸館の利用についても、コロナ前から減少傾向であったが、コロナが5類に移行し通常通りの運営となった後も利用者は元に戻らず、コロナ前の半分程度の利用と横ばいの状況が続いており、開催件数については減少傾向が続いている。

勤労青少年ホーム 公民館利用件数・人数の推移



※令和7年度は令和8年1月末時点での集計

勤労青少年ホーム 一般貸館利用件数・人数の推移



※令和7年度は令和8年1月末時点での集計

(2) 運営にあたっての課題と今年度の対応及び次年度の取組について

①利用者の減少

【課題】 利用者の減少

主催講座やサークル等の利用者が減少傾向にある。
過去10年で、70%以上減少。

主催講座 H26 2,844人 ⇒ R6 791人
サークル H30 768人 ⇒ R6 133人

(要因)

○青少年を取り巻く環境（時代背景）の変化

- ・ 青少年人口の減少（※）
- ・ 都市化・核家族化の進展
- ・ 情報化社会の進展（SNSの普及）による学ぶ機会の多様化

※総人口に占める青少年（15～34歳）の割合

2000.4	28.2%
2014.4	22.3%
2024.4	20.2%

（熊本市の住民基本台帳人口より）

- 民間カルチャーセンターや娯楽施設等の増加
- 勤労青少年ホームの認知度不足

【今年度の対応】 広報強化と講座内容見直し

多くの方に利用してもらえるよう積極的な情報発信を継続するとともに、利用者のニーズに応じた講座の開催、あわせてサークル活動の活性化を図った。

○事業の積極的な情報発信

ホームページ、フェイスブック、市政だよりの他、若年層をターゲットとしたSNS等多様な媒体を活用しながら、事業内容や魅力を積極的に発信するとともに、他自治体やこれまで行っていなかった民間団体等にも周知協力依頼を行った。

○利用者のニーズに応じた講座の開催

各種スポーツ系講座をさらに充実させるとともに、Canva活用術や生成AI講座など、利用者のニーズに合わせた文化系講座を開催した。

R6 11講座 ⇒ R7 23講座

○サークル活動の活性化

昨年に引き続きホームページ等によるサークル活動の紹介や加入案内を強化するとともに、主催講座の開催時に、講座生へサークル活動を紹介するなど、加入案内を積極的に実施した。

（2）運営にあたっての課題と今年度の対応及び次年度の取組について

②主催講座における利用者の偏り

【課題】 主催講座における利用者の偏り

利用者が比較的固定しており、新規利用者が少なく、特定の主催講座への偏りが見られる。

○スポーツ系講座への受講希望者の集中

スポーツ系講座には、募集定員を上回る受講希望者が集まるが、文化系は定員割れの状態が続いている。

R6 <スポーツ系>

ZUMBA、ピラティス、リッラクスヨガ

リンパケア体操等

<文化系>

ゆかた・着物着付け

【今年度の対応】 文化系講座の充実強化

○魅力ある文化系講座の開設

アンケート結果等も踏まえ、青少年の興味をひくカルチャーや流行を反映した主催講座の開設を企画。

具体的には、Canva活用術や生成AI講座、英会話などの実用講座やピアノ音楽会やハンドベルコンサートなどの芸術に親しむことのできる機会の創出、メンタルケアや腸活など心と体の健康に関する講座など、幅広い分野の講座を開催した。

<文科系講座の開催数>

R6 2講座 ⇒ R7 10講座

③青少年の自立支援

【課題】 青少年の自立支援

「勤労青少年福祉法」が「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改められたことにより、青少年のキャリアアップや自立支援についての取組を推進する必要がある。

【今年度の対応】 職業情報の提供等

○職業情報コーナーの設置

昨年に引き続き館内の「ハローワーク情報コーナー」に、職業相談や就職説明会等のポスターを掲示した。

○職業相談の開催

SNS等も含めた広報や、主催講座の参加者に対し事業の案内を行う等を実施し、本年度は2名の方の利用があったものの、利用は低迷している。

(2) 運営にあたっての課題と今年度の対応及び次年度の取組について

④次年度の取組について

(1) 文化系の主催講座等の一層の充実

今年度は、文化系の講座に力を入れることを大きな目標の一つとしていたため、令和6年度も実施した着物着付け、ゆかた着付けに加え、Canva活用術や生成AI活用講座、メンタルケア講座、腸活、ピアノやハンドベルの音楽会など、計10講座を開催した。

令和8年度からは、独自のWIFIを導入する予定であり、インスタグラム等、今流行りのSNSに関する講座の開催も可能となるため、IT系講座についてより一層の充実を図る。

さらに、メンタルヘルスや腸活など、最近の健康志向にマッチした講座にも力を入れるとともに、今年度実施し評判の良かったハンドベルコンサートやピアノ音楽会といった芸術に触れる機会や癒しのためのイベントを開催するなど、幅広い分野の講座や催しを企画し実施する。

(2) 新規のスポーツ系の講座等の企画・実施

需要の多いスポーツ系の講座についても、講座の種類が固定化しつつあったため、本年度より、これまでも評判が良かったピラティスやZUMBA GOLDダンスに加え、新たにボディメイクエアロやフラメンコ、REEJAMといった講座を開催するなどの取組を行ったところである。

令和8年度についても、人気の講座を継続して開催するとともに、アンケート結果等を参考にしながら、常に新たな分野の講座について情報を収集し、実施可能なものを企画・実施していく。

(3) サークル活動活性化に向けた取り組み

現在、利用が低迷しているサークル活動については、主催講座の参加者等に案内を行うなど、利用者増強の取組を行っているが、次年度については、フェイスブック等のSNSも活用し活性化を図る。

(4) 地域団体等との協力

地域の夏祭りなど、地域のまちづくり団体や自治会等が実施する活動・イベントに積極的に協力するとともに、熊本地震以前に行っていた地域と連携したイベントの実施についても検討を行うなど、地域活動の拠点施設としての取組を検討する。

(3)施設の状況と今後の対応について

①施設の現況

当ホームは平成2年（1989年）2月に竣工し、37年が経過している。
施設そのものの耐用年数は70年で、令和41年（2059年）までとなっている。

②全国の状況

平成27年度の「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」の施行後、全国の勤労青少年ホームは減少を続けており、さらに近年の青少年のニーズの変化、インターネットや各種SNS等のソーシャルメディアの普及や施設の老朽化の進展により、廃止や転用など、減少傾向は加速している状況である。

【他都市の転用事例】

- 北九州市生涯学習センター分館
（多世代対応型複合施設）
勤労青少年ホーム＋公民館＋図書館の機能を持った施設へ

- 岐阜県安八町むすぶテラス（地域向けテレワーク拠点）
サテライトオフィス＋コミュニティスペース＋プレイスペース

③老朽化対策

竣工から37年が経過したことに加え、平成28年には熊本地震による被害も受けており、給排水設備の劣化による漏水、外壁のひび割れ、天井からの雨漏り、窓や網戸のがたつきなどの老朽化が進んでいる。

そのため、漏水等についてはその都度対応を行いながら、施設長寿命化計画に基づき、令和5年度に屋上の防水工事、令和6年度に防災設備の更新を実施するなどの老朽化対策を実施している。

このほか、内装についても、和室の畳表の交換や体育室の鏡のカーテン交換など、予算に基づき計画的に更新を図っている。

また、今年度は、調理実習室エアコンの水漏れや、茶室エアコンの不調など、空調系の老朽化が顕在化してきたため、次年度での対応を検討している。

④今後の方向性

施設全体に係る対応としては、熊本市公共施設等総合管理計画において、「勤労青少年ホームは、施設の当初の設置目的と照らし合わせ、真に必要な施設であるのか、他の施設による代替が可能ではないか等について検討を行うとともに、地域の実態等を勘案しながら、施設の存廃を含め今後のあり方を判断することが必要な施設である」と位置づけられていることから、本年度より、資産マネジメント課や北区地域政策課などの関係各課も含めた形で「熊本市勤労青少年ホームのあり方検討会」を開催しており、今後のあり方について協議を進めているところである。

このほか、今年度顕在化した空調設備の不調や毎年実施している施設点検で発見された修繕が必要な個所等、緊急的な対応を要するものについては、その都度予算措置を行いながら的確に対応するとともに、講座等で使用する備品の更新などについても、適切な予算措置を行いながら順次更新を予定している。

熊本市勤労青少年ホーム条例（抜粋）

（設置）

第1条 市は、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与するため、熊本市勤労青少年ホーム（以下「青少年ホーム」という。）を設置する。

（事業）

第3条 青少年ホームは、勤労青少年を対象とした事業等で次に掲げるものを行なう。

- (1) 生活、職業、健康等に関する相談及び指導
- (2) グループ活動の推進及び指導
- (3) 保健、体育及びレクリエーション活動の推進並びに指導
- (4) 一般教養及び実務教育に関する講演会、講習会、座談会その他各種講座の開催
- (5) 映画、演劇、音楽会等の開催
- (6) 前号に定めるもののほか、市長が勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与すると認める事業
- (7) その他市長が必要と認める事業

（運営委員会）

第17条 青少年ホームの運営について調査審議するため、熊本市勤労青少年ホーム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要事項は、規則で定める。

熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則（抜粋）

（委員会の職務）

第12条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 青少年ホームの運営方針に関すること。
- (2) 青少年ホームの利用の普及に関すること。
- (3) その他市長が認められたこと。

（委員長及び副委員長）

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

（会議）

第14条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第15条 委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって委員会の会議に代えることができる。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（要旨） 布

平成27年9月18日公

- (1) 「勤労青少年福祉法」の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。
- (2) この法律の目的として、青少年について、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることによって、その雇用の促進、キャリア形成等を図ることを通じて、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるようにすること、さらに、青少年の福祉の増進を図るとともに、経済社会の発展に寄与することを定めるものであること。

・・・中略・・・

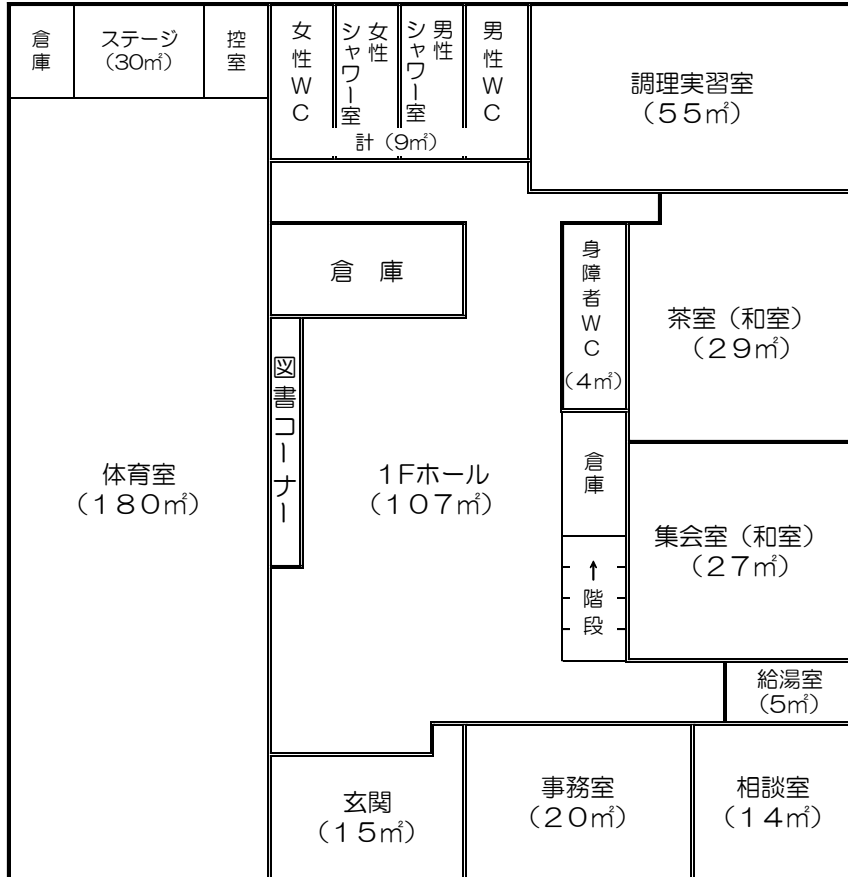
青少年を巡る雇用情勢や青少年雇用対策の現状を踏まえ、青少年はおおむね35歳未満の者とする。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね45歳未満の者についても、その対象とすることは妨げないものとする。

（法改正に伴う勤労青少年ホームの位置付けについて）

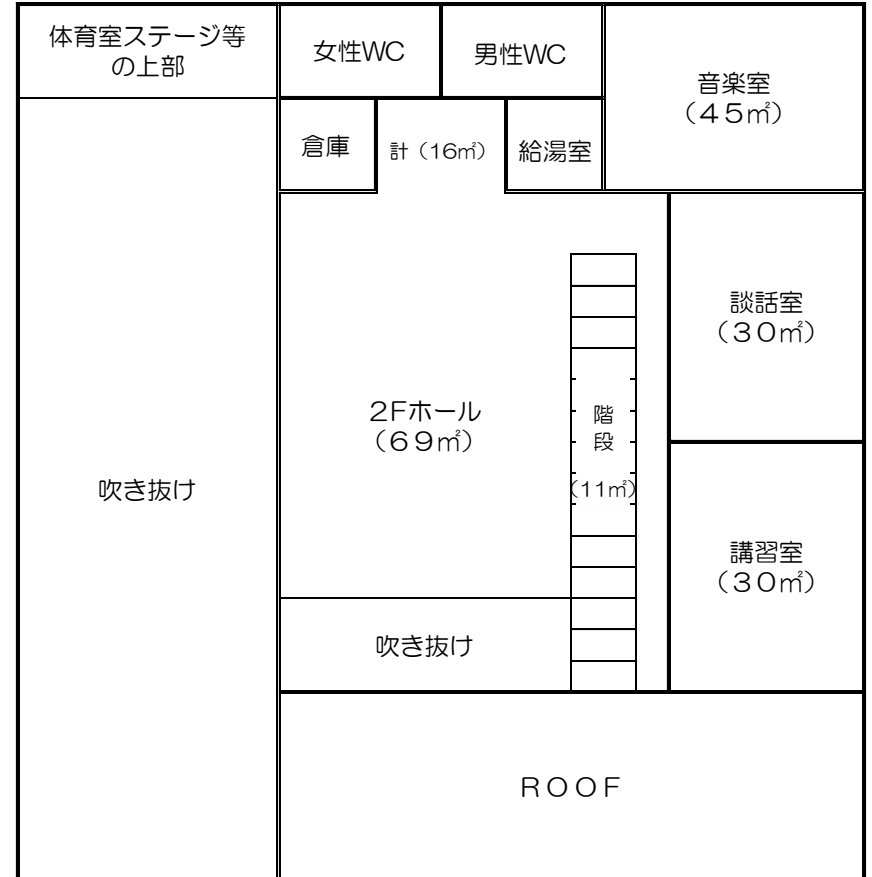
法改正に伴い、（旧法）勤労青少年福祉法第15条にある「地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならない。」との規定は、（新法）青少年の雇用の促進等に関する法律では削除された。

なお、新法においても、地域の実情に応じて、勤労青少年ホームの設置が妨げられるものではないとされ、熊本市では、「熊本市勤労青少年ホーム条例」が設置根拠となっている。

熊本市勤労青少年ホーム（施設概要図）



1階



2階